

令和 7 年度内国産重種雄馬の精液配布実施要領

公益社団法人日本馬事協会

(内容)

第 1 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、わが国の重種馬の資質の向上と馬の人工授精、特に凍結精液による人工授精技術の普及定着を図るため、ばんえい競馬で優秀な成績を残した競走馬の精液を配布し、もって馬産の振興を図る。

(配布対象者)

第 2 精液の配布を受けることができるものは、農業協同組合、農業協同組合連合会、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）、馬産の振興を図ることを目的とする非営利団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）及び協会の会長（以下「会長」という。）が馬産の振興上特に必要と認めたもの（以下「精液受領団体」とする。）

(配布価格及び輸送)

第 3 精液の価格は無償とし、ボンベ輸送経費（ボンベの返納に係る送付料含む。）は自己負担とする。

(配布本数の上限)

第 4 精液配布は、1 申請における上限を 10 ドーズとする。

- ・ バウンティハンターは、1 ドーズあたり 10 本（ストロー）とする。
- ・ イナサンブラックは、1 ドーズあたり 5 本（ストロー）とする。

(配布の申請)

第 5 精液の配布を受けようとする者は、令和 7 年 4 月 11 日までに別紙様式 1 号「配布申請書」を会長に提出しなければならない。

(配布の決定方法)

第 6 申請書の内容を会長が審査の上、配布先として適当と認めた団体とする。

(誓約書の提出)

第 7 精液受領団体は、別紙様式 2 号「誓約書」を会長に提出しなければならない。

(配布の取消し)

第 8 会長は、精液受領団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、配布決定を取り消すとともに、既に配布した精液を返還させることができる。

- (1) 申請書に記載された目的（重種馬生産）以外に使用したとき
- (2) この要領、配布決定に付した条件又は誓約書の内容に違反したとき

(受領書の提出)

第 9 精液を受領した場合は、別紙様式 3 号に基づき、受領書を提出しなければならない。

(精液配布馬情報等)

第 10 精液配布が可能な馬は、以下のとおりとする。

(1) 馬 名	イナサンブラック 号
	(父 ナリタボブサップ 母 ヒメノトウショウ)
品 種	日本輓系種
毛 色	青 毛
競走成績	107 戦 20 勝
(2) 馬 名	バウンティハンター 号
	(父 ケンジュオー 母 オーシャンローズ)
品 種	日本輓系種
毛 色	栗 毛
競走成績	260 戦 38 勝

第 11 精液受領団体は、別紙様式 4 号「受胎成績報告書」を授精証明書の写しを添えて 10 月 31 日までに会長に提出するものとする。

(精液配布期間)

第 12 精液の配布期間は、令和 7 年 4 月 21 日から令和 7 年 5 月 30 日とする。

なお、精液の発送は、輸送用ボンベに限りがあることから、申請書の受理順（協会が配布決定した者に限る）に順次発送することとする。

(その他)

第 13 協会は、必要があると認めたときは、精液受領団体に対しその他の事項を指示するものとし、精液受領団体はそれに従わなければならない。

(別紙様式1)

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会会長 殿

住 所
団 体 名

配 布 申 請 書

下記のとおり馬精液の配布を受けたいので、令和7年度内国産重種種雄馬の精液配布実施要領第5に基づき提出します。

記

1. 提案内容

(1) 配布を希望する馬精液の希望本数

品 種	名 号	精液の種類	配布希望 数(トース)	備 考
		凍 結	トース	

(2) 配布申請理由

2. 配布希望時期(配布希望日を記入してください。)

令和 年 月 日

3. 授精する雌馬の飼育(利用)場所

(1) 飼育場所の概要

- ・総飼養頭数 頭
- ・繁殖登録雌馬頭数 頭

(2) 飼養場所の住所及び授精担当者の氏名

住所
氏名

4. その他

(1) 受取の方法

受取 ・ 宅配

注:いずれかの方法を○で囲んでください。

(2) 連絡先

F A X

携帯番号

(3) その他

(別紙様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

公益社団法人日本馬事協会会長 殿

住 所
団 体 名

令和 年 月 日付けで提出した申請書に基づき馬精液の配布を受けるにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 令和7年度内国産重種種雄馬の精液配布実施要領に記載された事項を遵守します。
- 2 下記の事項に該当する場合は、提出した申請書に基づき配布される予定の精液が配布されなくなっても、不服を申しません。この場合において当方が損害をこうむることがあっても、異議は申し立てません。
 - (1) 公益社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）の配布計画の変更により、配布が取りやめ又は延期になったとき
 - (2) 天災その他、当方の責に帰することのできない理由により提出した申請書に基づく配布の解約を申し出て、協会が承認したとき
 - (3) 当方が令和7年度内国産重種種雄馬の精液配布実施要領で示された事項に違反し、または正当な理由がなく義務を履行しないと認められるとき
- 4 当該馬精液の配布にかかる輸送中の事故については、協会に対し損害賠償の請求は行いません。
- 5 当該馬精液の引き取り後において、瑕疵があることを発見した場合においても、協会に対して損害賠償の請求を行いません。

(別紙様式3)

受 領 書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会会長 殿

住所
団体名

令和 年 月 日付けで提出した申請書に基づいて配布された精液を下記
のとおり受領致しました。

記

1. 精液の名号及び数量

品 種	名 号	精液の種類	配布数 (トース)	受領日
		凍 結	トース	令和 年 月 日
		凍 結	トース	

注：受領日の欄には、精液が到着した日を記入してください。

(別紙様式 4)

受胎成績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会会長 殿

住 所
団体名

配布のあった人工授精用精液を使用したので、令和 年の受胎成績報告書を下記のとおり提出します。

記

授精種雄 馬 名	馬 名					
	品 種					
精液を注入 した雌馬	品 種	馬名	注入日	授精者 氏 名	人工授精用精 液証明書番号	受胎成績